平成２１年（フ）第４０号
滋賀県守山市伊勢町451番地の49
破産者　弘瀬　政彦
1　決定年月日　平成21年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１２２１号
神戸市中央区宮本通６丁目４番５号
破産者　松田　忠勝
1　決定年月日　平成21年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１２４０号
神戸市中央区江戸町101番地　三共生興スカイビル803号
破産者　土居　宣之
1　決定年月日　平成21年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第４６号
大阪府豊中市北桜塚３丁目９番15号ヴィラみどり305号、申立時の住民票上の住所兵庫県宍粟市山崎町野269番地
破産者　北本加代子
1　決定年月日　平成21年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所龍野支部

平成２１年（フ）第４７号
大阪府豊中市北桜塚３丁目９番15号ヴィラみどり305号、申立時の住民票上の住所兵庫県宍粟市山崎町野269番地
破産者　北本　賢吾
1　決定年月日　平成21年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所龍野支部

平成２１年（フ）第２１２号
長崎県西海市西彼町平山郷2321番地１
破産者　森永　淳子
1　決定年月日　平成21年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３５０号
長崎県長崎市本原町16番16―106号、破産開始時の住所長崎県長崎市中小島２丁目９番３―501号
破産者　高石　　隆
1　決定年月日　平成21年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１３０号
北海道旭川市９条通21丁目13番地の47
破産者　荒井　邦久
1　決定年月日　平成21年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第２０６号
青森県五所川原市字中平井町22番地
破産者　針生　正己
1　決定年月日　平成21年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２１年（フ）第３９号
福島県郡山市安積町荒井字畑田12番地の４
破産者　武田　　裕
1　決定年月日　平成21年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２１年（フ）第１８１０号
神奈川県大和市深見西８丁目４番１号
破産者　田原　國美
1　決定年月日　平成21年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１８１１号
神奈川県大和市深見西８丁目４番１号
破産者　田原　容子
1　決定年月日　平成21年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２０９４号
横浜市戸塚区原宿４丁目33番９―308号、開始決定時の住所横浜市磯子区岡村７丁目34番18―303号
破産者　木戸　健二
1　決定年月日　平成21年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第３４６号
富山県高岡市関大町４番10―１号　シティ21、工場所在地南砺市川除新919―３
破産者　Ｕ．Ｏテックこと　大村　市郎
1　決定年月日　平成21年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２１年（フ）第１０７号
富山県高岡市千石町８番13号
破産者　篠崎　良雄
1　決定年月日　平成21年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２１年（フ）第１０６号
名古屋市中川区昭明町２丁目37番地の２　アルファメゾン201、開始決定時の住所岐阜県大垣市室町１―22　有限会社メビウス方
破産者　喜田工業こと　渡邉　喜明
1　決定年月日　平成21年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２１年（フ）第２２１号
静岡県浜松市東区大蒲町118番地の２　馬渕コーポ101、前住所静岡県浜松市中区春日町1182番地
破産者　佐々木正俊
1　決定年月日　平成21年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第１４８７号
京都市左京区北白川東久保田町60番地の１サントハイム北白川503号
破産者　伴田　　浩
1　決定年月日　平成21年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１８１号
大阪府岸和田市池尻町46番地の１アヴニール久米田212号、前住所大阪府泉北郡忠岡町忠岡東３丁目２番８号
破産者　河野　　勝
1　決定年月日　平成21年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係